

2022年5月30日

株主各位

(証券コード 6641)
京都市右京区梅津高畝町 47 番地
日新電機株式会社
代表取締役社長 松下 芳弘

第 164 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネットによる開示事項

事業報告

当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する 2 頁
基本方針並びにその運用状況の概要

連結計算書類

連結注記表 8 頁

計算書類

個別注記表 19 頁

法令及び当社定款第 18 条の規定に基づき、上記の事項については、インターネット上の
当社ホームページ (<https://nissin.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供して
おります。

【当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針並びにその運用状況の概要】

1. 当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制に関し、会社法上の内部統制システムの構築に関する基本方針を、2006年5月12日開催の取締役会の決議に基づき制定した後、2008年2月22日、2011年6月23日、2014年5月9日、2014年8月28日、2015年4月22日及び2022年3月30日に開催した取締役会の決議に基づき、その内容を一部追加・変更しており、現在、次のとおりであります。

会社法第362条第4項第6号、並びに会社法施行規則第100条の第1項及び第3項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システムの構築に関する基本方針）の整備に関し、下記のとおりとする。

なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、当社の取締役会の決議を取得する。

記

(1) 企業集団（当社グループ）の取締役・使用人（従業員）の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ社員行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置している社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。

また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」（ACM）を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・社員行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。

併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口分も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内の各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。

加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びACMは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。また、内部監査部門は業務監査結果を定期的に取り締役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、確実・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。

その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。

また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

(4) 企業集団（当社グループ）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する対策を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

①ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会（リスク管理方針や対策の基本方針などを決定）を設置し、その下でビジネスリスクに係る重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整理、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち上げ、事業継続計画（BCP）の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

②各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

(5) 企業集団（当社グループ）の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。

また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。

「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

当社においてはグループ会社に関する事項も含め重要な経営事項に関し、常務会で事前に十分審議したうえ、毎月1回開催する取締役会に付議する。また、グループ各社においては、その取締役・監査役等に当社の役員又は管理社員が就任し、取締役会等を定期的に開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、当社はその審議内容等を確認できる体制とする。

さらに、当社グループの業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらIT化、デジタル技術の活用を推進し、職務執行の効率化を進める。

親会社である住友電気工業株式会社との取引を行う際における少数株主保護については、その方策の一環として、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する親子取引審議委員会を設置し、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、同委員会で審議・検討を行ったうえで取締役会へ付議する。

(6) 企業集団（当社グループ）の財務報告の適正性を確保するための体制

重要な拠点毎に内部統制推進責任者を設置し、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制の整備及び適切な運用を進め、財務報告の適正性を確保するための体制の強化を図る。内部監査部門は当社グループの内部統制システムの有効性についての評価を行い、内部統制報告書を取りまとめ、取締役会の承認を得る。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人（従業員）に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分には事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8) 取締役・使用人（従業員）、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。

また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。

当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループ会社に本報告体制を周知・徹底する。

また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。

さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用状況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役

に毎月報告する。

(9) 前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記(1)・(8)の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを社内規程に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨も規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保する。

(10) 当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

2. 前記1の運用状況の概要

第164期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における前記1の基本方針の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、同委員会の決議に基づき、各種コンプライアンス施策を実施した。
- ②「国内グループ社員向けコンプライアンス研修会」をオンラインセミナー方式で実施した。また、「海外グループ社員向けコンプライアンス研修会」を、中国、タイ及びベトナムの子会社向けに現地弁護士を講師としてオンラインセミナー方式で実施した。
- ③当社の役員・執行役員等へ弁護士を講師として「役員・執行役員コンプライアンス研修会」を2回実施した。
- ④公益通報者保護法上の内部通報制度に当たる「ヘルプラインデスク」（社内の総合ライン・女性窓口ラインと社外弁護士ライン）及び「当社の社外役員への通報ライン」の適切な運営を継続している。
- ⑤国内・海外のエリア・コンプライアンス・マネージャー（ACM）が担当エリアでのコンプライアンス状況につき確認し、問題点が発見された場合は当該 ACM と法務部が連携して対応している。
- ⑥「社会規範・経営理念」及び優先準拠法令（下請法、労働基準法、労働安全衛生法など）を重点に、各遵法推進主管部門を中心にコンプライアンス施策を進めた。
- ⑦国内グループ会社の全社員へ「人権に関する研修会」をオンラインセミナー方式で実施した。
- ⑧啓発活動として社内報へコンプライアンス関連記事を掲載し、また、社内Webへ毎月コンプライアンス・メッセージを掲載し全社に通知している。
- ⑨輸出管理の内部監査を実施すると共に、輸出管理担当者向けに説明会をオンライン方式で実施した。

⑩業務監査部による業務監査結果を半期毎に取締役会で報告した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ①「情報セキュリティ委員会」を2回開催し、セキュリティ対策状況などの報告を受け審議した。
- ②国内グループ社員に標的型メールによる社内訓練を実施し、受信者の情報セキュリティ意識向上を図った。
- ③マルウェア（コンピュータウイルス）の流行に対応し、メールサービスの利用者全員を対象に不審メールに関する緊急のeラーニングを改めて実施すると共に、ウイルスの侵入防止や侵入後の被害拡大防止のための対策を実施した。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制を採っており、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に基づき必要事項は当社の取締役会・常務会等に付議・報告されている。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を1回開催し、今後解決すべき主な課題などの報告を受け審議すると共に、その下部組織である「リスク管理実務委員会」を4回開催し、情報セキュリティリスクとその対応方針などにつき報告を行い審議した。
- ②国内グループ会社の社員への「安否連絡網」の送信テストを毎月実施した。

(5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①「取締役会・常務会」については、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要な経営事項について月2回の常務会で事前に十分審議している。
- ②新型コロナ禍を契機としたテレワーク（在宅勤務等）時の業務効率化に向けネットワーク回線の増強、安全かつ効率的なコミュニケーション基盤の整備としてマイクロソフト Office365 の運用開始、生産性向上のための RPA（Robotic Process Automation、ロボットによる定型業務の自動化）の拡大など、IT 施策を推進した。
- ③支配株主との取引を行う際における少数株主保護の施策の一環として、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する親子取引審議委員会を2021年11月に設立した後、2回開催した。

(6) 企業集団（当社グループ）の財務報告の適正性を確保するための体制

重要な拠点毎に内部統制推進責任者を設置し、関連するコーポレートスタッフ部門の指導・支援のもと、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制の整備及び適切な運用を推進している。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助する従業員として監査役室長1名を専任で配置している。

- ②監査役室長は監査役の指揮命令による業務のみを遂行し、取締役などの執行部からは独立した体制としている。
- ③監査役室長の人事評価等については、事前に監査役の意見を求めて、その意見を尊重した評価を実施している。

(8) 取締役・従業員、子会社の取締役・監査役・従業員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、監査計画に基づき各部門・子会社への監査を実施して課題・問題点の把握に努めており、子会社の監査役とも定期的に会議を行い情報の共有化を図っている。海外子会社の監査は全て Web 会議システムで実施し、工場や倉庫などはスマートフォンのカメラ機能や定点観測写真を活用して監査した。
- ②監査役は、取締役会や重要会議（常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会など）に出席しているほか、関連資料を適宜閲覧している。
- ③監査役や監査役会は、社長と定期的に懇談会等を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役等とも懇談を行い、その業務執行状況を確認している。
- ④業務監査部と法務部は監査役（常勤）との定例（月次）情報交換会で、業務監査結果や内部統制システムの運用状況等の報告を行っている。
- ⑤以上のほか、当社の業務・業績に影響を与える重要事項については、取締役・従業員は適宜遅滞なく監査役に報告している。

(9) 前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内規則の「コンプライアンス規程」で前記2(1)④の「ヘルプラインデスク」や当社・子会社の取締役・監査役への通報・報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しており、それを周知させ運営する体制としている。

(10) 当社監査役職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役必要経費は、半期ごとに予算を設け予め確保したうえ予算管理を行っている。その他監査活動等により発生した監査役職務執行に必要な費用は全て会社が負担している。

以 上

連 結 注 記 表

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社名

日新イオン機器株式会社
株式会社NHVコーポレーション
日本アイ・ティ・エフ株式会社
株式会社日新システムズ
日新電機タイ株式会社
日亞電機股份有限公司
日新電機（無錫）有限公司
北京宏達日新電機有限公司
日新（無錫）機電有限公司
日新電機ベトナム有限会社
日新馳威輻照技術（上海）有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ii. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

i. 商品及び製品・仕掛品……………主として個別法

ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、在外連結子会社は定額法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び一部の連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用していません。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業内容は、電力・環境システム事業、ビーム・プラズマ事業、装置部品ソリューション事業であります。

各事業における主な履行義務の内容は、受変電設備、水処理用電気設備等、イオン注入装置、電子線照射装置、当該製品の販売、据付及び現地調整、ファインコーティングサービスの提供、産業用装置・部品の受託加工、アフターサービスの提供等となっております。

各事業における据付及び現地での調整作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品の引渡し及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識しております。

請負工事に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として据付及び現地調整が完了した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- ④ 連結納税制度を適用しております。
- ⑤ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（実務対応報告第42号 2021年8月12日）」を適用する予定です。

- ⑥ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正分。）等を当連結会計年度の期首より適用しております。これに伴い、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「契約負債」として表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「為替差損」（当連結会計年度49百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「5. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 61,480百万円
- (2) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	2,805百万円
売掛金	37,807 //
契約資産	— //

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数
普通株式 107,832,445株

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

2021年6月18日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,709百万円
1株当たりの配当額	16円00銭
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月21日

2021年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,923百万円
1株当たりの配当額	18円00銭
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月17日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,923百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	18円00銭
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月20日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業運営に必要な設備資金や運転資金等をキャッシュ・フロー計画に基づき、銀行借入や、当社グループのキャッシュマネジメントシステムにより調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、外貨建営業債権の為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との長期的な取引関係の維持強化等のために保有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握し、継続保有の必要性を見直しております。

営業債務である買掛金の一部には外貨建のものがあり、その為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資や運転資金に必要な資金の調達を目的としたものです。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券	3,965	3,965	—
資 産 計	3,965	3,965	—
デリバティブ取引	30	30	—

- (注1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品は非上場株式であり、263百万円であります。
- (注3) デリバティブ取引については、取引により生じた正味の債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
<u> </u> その他有価証券				
株式	3,965	—	—	3,965
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△52	—	△52
通貨金利関連	—	△47	—	△47
資 産 計	3,965	△100	—	3,865
デリバティブ取引				
通貨関連	—	105	—	105
通貨金利関連	—	△35	—	△35
負 債 計	—	69	—	69

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

デリバティブ取引

通貨スワップの時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,229円91銭
(2) 1株当たり当期純利益	111円17銭

7. 企業結合に関する注記

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上収益は、主に顧客との契約から認識された収益であり、主たる地域市場における収益の分解と報告セグメントとの関連は次のとおりであります。

(単位：百万円)

		報告セグメント							
		電力・環境システム事業		ビーム・プラズマ事業		装置部品ソリューション事業		合計	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
日本		76,832	85.2	10,505	29.8	2,513	37.4	89,852	68.0
アジア	中国	7,888	8.7	14,781	42.0	1	0.0	22,671	17.2
	アセアン	103	0.1	881	2.5	3,796	56.6	4,781	3.6
	その他	5,201	5.8	7,251	20.6	292	4.4	12,745	9.6
北米その他		183	0.2	1,785	5.1	109	1.6	2,077	1.6
顧客との契約から生じる収益		90,209	100.0	35,206	100.0	6,712	100.0	132,128	100.0
外部顧客への売上高		90,209	100.0	35,206	100.0	6,712	100.0	132,128	100.0

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

1) 契約負債の残高等

	(単位：百万円)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	46,615
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	40,612
契約負債（期首残高）	14,380
契約負債（期末残高）	17,118

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、12,071百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額については、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引は当該金額には含んでおりません。

	(単位：百万円)
契約期間が1年超、連結会計年度末時点で売上予定が1年内	73,500
契約期間が1年超、連結会計年度末時点で売上予定が1年超	45,168
合計	118,668

個別注記表

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ii. 関係会社株式及び出資金……………移動平均法による原価法
- iii. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- i. 製品・仕掛品……………個別法
- ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業内容は、電力・環境システム事業、ビーム・プラズマ事業、装置部品ソリューション事業であります。

各事業における主な履行義務の内容は、受変電設備、水処理用電気設備等の販売、当該製品の据付及び現地調整、アフターサービスの提供等となっております。

各事業における据付及び現地での調整作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品の引渡し及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識しております。

請負工事に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。一定の期間にわたり充足されるものでない場合には、一時点で充足される履行義務として据付及び現地調整が完了した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（実務対応報告第42号2021年8月12日）」を適用する予定です。

④ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 表示方法の変更

(貸借対照表)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正分。）等を当事業年度の期首より適用しております。これに伴い、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「契約負債」として表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益に区分掲記しておりました「設備賃貸料」(当事業年度289百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		36,803百万円
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。		
受取手形		909百万円
売掛金		23,121百万円
契約資産		-百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	短期金銭債権	5,346百万円
	長期金銭債権	298百万円
	短期金銭債務	22,823百万円
	長期金銭債務	20百万円
(4) 保証債務		
関係会社の取引金融機関等からの借入等に対し、債務保証等を行っております。		
債務保証		1,395百万円
経営指導念書		3,495百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2,488百万円
仕入高	3,135百万円
営業取引以外の取引高	5,180百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	957,962株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,034百万円
未払賞与	847百万円
減価償却費	412百万円
関係会社株式・出資金評価損	350百万円
研究開発費	334百万円
退職給付信託	275百万円
棚卸資産評価損	250百万円
その他	1,392百万円
繰延税金資産小計	4,897百万円
評価性引当額	△752百万円
繰延税金資産合計	4,145百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	1,414百万円
その他有価証券評価差額金	681百万円
固定資産圧縮積立金	216百万円
その他	8百万円
繰延税金負債合計	2,320百万円
繰延税金資産の純額	1,824百万円

7. 関連当事者に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額
子会社	日新電機 (無錫) 有限公司	直接 90.0%	債務保証等、部品 等の購入・販売	経営指導念書	2,110

(注) 金融機関等からの借入等に対し、経営指導念書の差入を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 842円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 89円35銭

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。